

チーム及び選手登録規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「J V A」という。）定款第54条及び登録及び登録料に関する規程（以下「登録規程」という。）第11条の規定に基づき、チーム及び選手の登録に関する事項を定めることを目的とする。

第 1 章 チーム

(チーム登録)

第 2 条 J V A、定款第50条第 1 項第 1 号に定められた各都道府県を代表するバレーボール協会（以下「都道府県協会」という。）及び都道府県の各種連盟等の主催または共催する競技会並びにこれに準ずる競技会またはその予選会において競技するチームは、この規程に定めるところにより、都道府県協会の承認を受けた都道府県連盟等（以下「都道府県連盟等」という。）に登録しなければならない。

2 前項により都道府県連盟等に登録が認められたチームは、その登録をもって当該都道府県協会、定款第50条第 1 項第 2 号に定められた全国的に組織されたバレーボール競技団体（以下「全国連盟」という。）及び J V A への登録が認められたものとみなす。

3 J V A に登録したチーム（以下「J V A 登録チーム」という。）の登録有効期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。

4 J V A への登録完了をもって、当該チームは登録チームとしての効力を得る。また、登録手続きが前年度に引き続き当該年度も同様の内容で完了した場合は、チームの登録は継続されたものとみなす。

5 J V A は、登録チームに対してチーム I D（登録チーム識別番号）を交付する。なお、チーム名に変更があってもチーム I D が変更されない限り、同一チームとして扱われる。

(登録チームの種別)

第 3 条 第 2 条第 2 項により都道府県連盟等に登録し、全国連盟への登録がみなされたチームの種別は、その都道府県連盟等が加盟する次の各号の全国連盟の種別による。

- (1) ク ラ ブ: 日本クラブバレーボール連盟
- (2) 実 業 団: 日本実業団バレーボール連盟
- (3) 大 学: 全日本大学バレーボール連盟
- (4) 高等専門学校: 全国高等専門学校バレーボール専門部
- (5) 高 等 学 校: 財団法人全国高等学校体育連盟バレーボール専門部

- (6) 中 学 校: 公益財団法人日本中学校体育連盟バレーボール競技部
- (7) 小 学 校: 日本小学生バレーボール連盟
- (8) 家 庭 婦 人:
- (9) ビ ー チ: 日本ビーチバレー連盟
- (10) ソ フ ト: 日本ソフトバレーボール連盟
- (11) ヤングクラブ: 日本ヤングクラブバレーボール連盟

(チーム代表者)

第4条 チームが登録を行う際には、必ずチーム代表者を置き、この代表者はチームの登録に関する全ての責任を負うものとする。

2 チーム代表者は、別に定められた所定の手順によりチームの登録申請を行わなければならない。

3 チーム代表者は、JVAに登録された選手(以下「JVA選手」という。)がチーム加入を希望し、それを承認した場合は、別に定める所定の加入手続きを行わなければならない。

(競技会への参加)

第5条 競技会参加は、同一チーム内での複数チームによる参加は認められない。

ただし、競技会開催要項に複数チームによる参加が認められている競技会については、この限りではない。

(チーム登録料)

第6条 チームは、都道府県協会、都道府県連盟等に登録する際、都道府県協会または都道府県連盟等が別に定める登録料の納付を要する場合には、定められた期日までに当該団体に納付しなければならない。

(登録手続き)

第7条 都道府県連盟等へのチーム登録の手続きは、JVAメンバー制度登録システム(以下「MRS」という。)を使用して行うものとする。

2 都道府県連盟等への登録の承認を得たチームは、都道府県協会の管理の下に、MRSに示された「チーム登録手続きの流れ」にしたがい手続きを行うものとする。

(登録チームの権利)

第8条 JVA登録チームは次の権利を有するものとする。

(1) JVA、都道府県協会及び都道府県連盟等の主催または共催する競技会並びにこれに準ずる競技会及びその予選会に参加することができる。

(2) JVAが提供する各種サービスを受けることができる。

(登録チームの義務)

第9条 JVA登録チームは、登録規程第7条の定めを順守し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。

2 JVA登録チームが、JVA主催大会への参加推薦等を受けた場合は、これ

に従わなければならない。ただし、やむを得ず参加できない場合は、その理由を記載した届出書を J V A に提出しなければならない。

- 3 J V A 登録チームは、所属選手について J V A から J V A 事業に係る派遣要請があった場合はこれに応じなければならない。怪我や疾病等のやむを得ない事情により要請に応じられない場合は、チーム及び選手はその理由を記載した届出書を J V A に提出しなければならない。

第 2 章 J V A 選手

(選手登録の手続き)

第10条 選手の登録の手続きは、M R S を使用し、都道府県協会の管理の下に「選手カテゴリー個人登録手続きの流れ」に従い手続きを行う。

(J V A 選手)

第11条 J V A に個人登録が完了した者は、J V A 選手の資格を有するものとする。

(J V A 選手登録)

第12条 個人登録がチーム代表者により承認された後、所定の登録料の納入をもって個人登録の手続きは完了する。

- 2 J V A は個人登録が完了した J V A 選手に対して、登録証及び選手 I D (登録選手識別番号) を交付する。
- 3 J V A 選手の I D は当該選手固有のものとし、登録期間中は継続して同じ I D を使用する。登録中断後、再登録する場合も同じ I D を使用する。
- 4 個人登録においては、選手個人の意思を尊重する。
- 5 選手が複数のチームに加入するときは、その都度当該チーム代表者の承認を得なければならない。
- 6 J V A 選手は、J V A が主催する競技会及びその予選会等に参加する場合、J V A から交付された登録証を携帯し、競技会関係者から提示を求められた場合、これを提示しなければならない。
- 7 前項のほか、J V A が主催する講習会、研修会等に参加する場合も同様とする。

(外国籍選手)

第13条 本規程は外国籍選手にも適用する。ただし、競技会開催要項等に特段の定めがある場合には、それに従うものとする。

(登録料)

第14条 J V A 登録及び登録料に関する規程第 5 条に定められた金額とする。

(登録料等の代行収納)

第15条 前条の J V A 登録料のほかに、都道府県協会、都道府県連盟等、及び全国連盟(以下「当該協会連盟等」という。)が別に定める登録料の納付を要する場合は、当該協会連盟等に代わり、J V A が代行収納することができる。

- 2 前項により代行収納した登録料は、別に定める期日までに当該協会連盟等にJVAから一括して送金するものとする。

(JVA選手の種別)

第16条 第10条により都道府県連盟等に登録し、全国連盟への登録がみなされたJVA選手の種別は、その都道府県連盟等が加盟する次の各号の全国連盟の種別による。

- (1) クラブ：日本クラブバレーボール連盟
 - (2) 実業団：日本実業団バレーボール連盟
 - (3) 大学：全日本大学バレーボール連盟
 - (4) 高等専門学校：全国高等専門学校バレーボール専門部
 - (5) 高等学校：財団法人全国高等学校体育連盟バレーボール専門部
 - (6) 中学校：公益財団法人日本中学校体育連盟バレーボール競技部
 - (7) 小学校：日本小学生バレーボール連盟
 - (8) 家庭婦人：
 - (9) ビーチ：日本ビーチバレー連盟
 - (10) ソフト：日本ソフトバレーボール連盟
 - (11) ヤングクラブ：日本ヤングクラブバレーボール連盟
 - (12) 個人：所属するチームが存在しないJVA選手
- 2 プロ契約選手とは、JVA選手と所属チームとの間でプロ契約が締結されたJVA選手をいう。
 - 3 前項のプロ契約を締結したチームは、当事者間で締結された契約書の写しをJVAに提出しなければならない。

(JVA選手の権利)

第17条 JVA選手は、次の権利を有するものとする。

- (1) JVA、都道府県協会及び都道府県連盟等の主催または共催する競技会並びにこれに準ずる競技会及びその予選会に優先的に参加することができる。また、予選会開催当日までに、本規程によるチームの加入選手としての登録を完了していれば、同一種目の予選会に出場しなくても、本大会に出場することができる。
- (2) JVA、都道府県協会及び都道府県連盟等の主催または共催する研修会、講習会並びにこれに準ずる研修会、講習会に優先的に参加することができる。
- (3) JVAが提供する各種サービスを優先的に受けることができる。

(JVA選手の責務)

第18条 JVA選手は、登録規程第7条の定めを順守し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。

- 2 JVA選手は、JVAが定款第54条第2項及び登録規程第1条に基づく目

的により、登録に関する個人情報の提供を要請した場合、これに同意しなければならない。選手の同意が得られない場合、JVAは登録を拒否することができる。

- 3 JVA選手は、日本代表選手派遣をはじめJVA諸事業に係る参加要請があった場合は、これに応じなければならない。怪我や疾病等のやむを得ない事情により要請に応じられない場合は、JVA選手はその理由を記載した届出書をJVAに提出しなければならない。

(国際試合への出場)

第19条 JVAが主催または派遣する国際試合の出場選手は、次の各号のいずれかに該当する選手とする。

- (1) JVA選手
- (2) 強化担当業務執行理事の承認を受けた選手

(複数チームへの加入)

第20条 JVA選手のチーム加入は、原則として、一人1チームとする。ただし、次の各号に該当する場合は、3チームまで登録することができる。

- (1) 全てのチーム代表者に対し、当該選手が複数チームに加入していることが告知されていること
- (2) 本条により複数のチームに加入した選手は、同一種別の競技会（予選会も含む）には、そのうちの1チームに限り選手として出場できる。ただし、競技会開催要項により出場資格に別段の定めがある場合は、これに従うものとする。

(移 籍)

第21条 JVA登録チームの代表者は、所属するJVA選手から移籍の申し出等があった場合は、その処理に関して迅速に対応しなければならない。

- 2 JVA選手が所属するJVA登録チームのチームIDに変更が生じた場合は、移籍とみなす。
- 3 移籍を希望するJVA選手に対して、その選手が所属するJVA登録チームの代表者が、チームの移籍に係る登録抹消を承認しない場合、当該選手が代表者に抹消の申請をした日から2ヶ月を経過した時点をもって、自動的に登録の抹消が承認されたものとみなす。
- 4 JVA選手が、他のJVA登録チームに移籍をした場合、前項の規定に関わらず同一年度内に移籍前のJVA登録チームへの再移籍はできない。
- 5 移籍したJVA選手が出場可能となる期日については、各種別で定める登録規程等によるものとする。

(JVA選手の登録の抹消)

第22条 JVA選手が退部などの理由で、JVA選手登録の抹消を希望する場合は、MRSを用いて抹消の手続きを行うこととする。

- 2 J V A登録チームの代表者は、所属する選手が前項の手続きを行った場合、その処理に関して迅速に対応しなければならない。
- 3 J V A選手の登録の抹消は、第1項及び所属するチーム代表者の登録抹消の承認をもって完了する。

(誠実義務)

第23条 J V A登録チーム及びJ V A選手は、チーム及び選手の登録の目的が、大会の公正及び質の維持・向上にあることを認識し、これに反する虚偽の登録等を行ってはならない。

(違反行為の処分)

第24条 J V A登録チーム及びJ V A選手が第9条、第19条及び前条の定めに違反する行為を行った場合、J V Aは倫理規程に基づき、当該チーム及び選手に対して処分を科すことができる。

第3章 肖像権等

(肖像権管理等)

第25条 J V A選手は、別に定める「J V A選手の肖像権等に関する管理、運用、並びに細則」を順守しなければならない。

細則1

- 1 この規程は、2012年1月24日から施行する。
- 2 2008年6月26日施行チーム加盟及び選手登録規程は2012年1月23日をもって廃止する。